

 厚生労働省

茨城労働局

派遣先事業所オンラインセミナー

雇用保険制度の改正について

茨城労働局 職業安定部 需給調整事業室
(電話 029-224-6239)

茨城労働局 職業安定部 職業安定課
(電話 **029-224-6218**)

茨城労働局 雇用環境・均等室
(電話 029-277-8295)

雇用保険法改正法が公布されました

多様な働き方を効果的に支える雇用のセーフティネットの構築、「人への投資」の強化等のため、雇用保険の対象拡大、教育訓練やり・スキリング支援の充実、育児休業給付に係る安定的な財政運営の確保等の措置を講ずることを内容とした雇用保険法等の一部を改正する法律(令和6年法律第26号)が令和6年5月17日に公布されましたので、お知らせします。

施行期日順の改正の概要は以下のとおりです。

1. 令和6年10月1日施行

- ①教育訓練給付金について、訓練効果を高めるためのインセンティブ強化のため、雇用保険から支給される給付率を受講費用の**最大70%から80%に引き上げる** (※)。

※教育訓練受講による賃金増加や資格取得等を要件とした**追加給付(10%)を新たに創設する** (省令)。

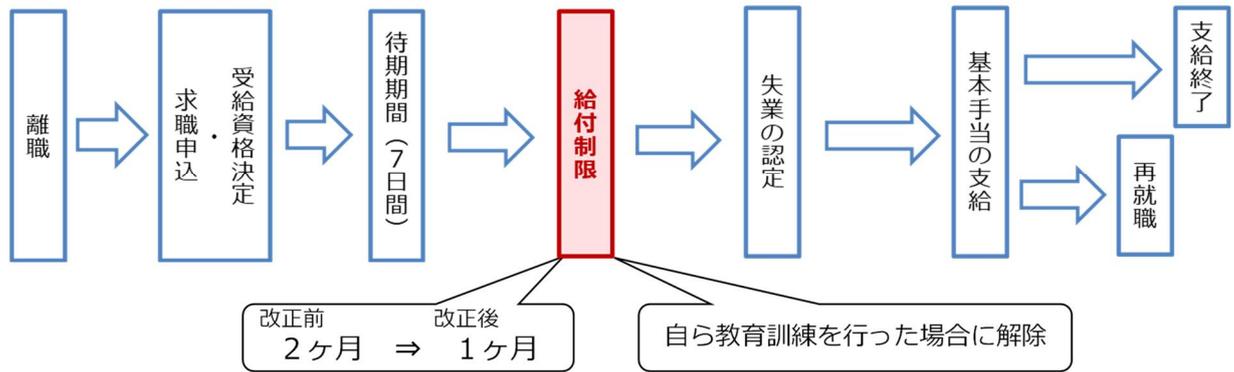
	〈改正前〉		〈改正後〉	
	専門実践	特定一般	専門実践	特定一般
本体給付	50%	40%	50%	40%
追加給付① (資格取得等)	20%	—	20%	10%
追加給付② (賃金上昇)	—	—	10%	—
最大給付率	70%	40%	80%	50%

2. 令和7年4月1日施行

- ①正当な理由なく自己都合で退職した者が、雇用の安定・就職の促進に必要な職業に関する**教育訓練等を自ら受けた場合には、給付制限をせず**、雇用保険の基本手当を受給できるようにする (※)。

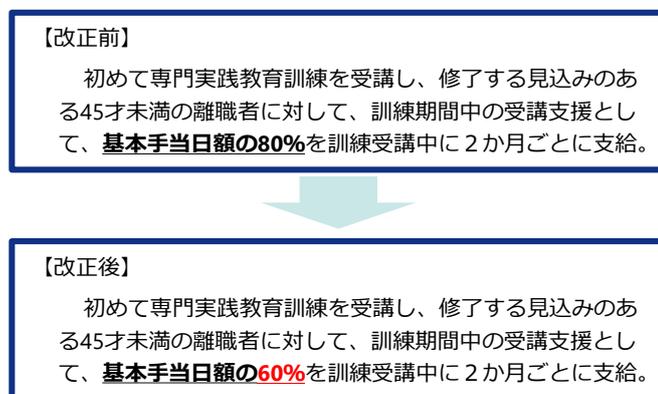
※正当な理由なく自己都合で退職した者については、給付制限期間を原則2か月としているが、**1か月に短縮する** (通達)。

○基本手当の受給手続の流れ（自己都合離職者）



②教育訓練支援給付金の期限を延長（令和8年度末までに教育訓練を開始した者）し、給付率を見直す（基本手当の80%→60%）。

○ 教育訓練支援給付金の改正内容



③就業促進手当のうち、就業手当を廃止するとともに、就業促進定着手当の給付上限を引き下げる。

【参考】現行の就業促進手当の概要

	就業手当	再就職手当	就業促進定着手当
概要	受給資格者が職業に就いた場合であって、所定給付日数の3分の1以上かつ45日以上を残して就業をした場合に、就業日ごとに基本手当日額の30%相当額を支給（再就職手当の対象とする就職を除く。）	受給資格者が安定した職業（1年超の雇用見込みのある職業等）に就いた場合であって、所定給付日数の3分の1以上を残して再就職した場合に支給残日数の60%又は70%に基本手当日額を乗じた額の一時金を支給	基本手当受給者が早期再就職し、再就職後6か月間定着した場合に、離職前の賃金から再就職後賃金が低下していた者について、低下した賃金の6か月分を支給
給付	基本手当日額の30%相当額	支給残日数の60%（支給残日数が所定給付日数の3分の2以上の場合は70%）に基本手当日額を乗じた額の一時金	（離職前の賃金日額－再就職後の賃金日額に相当する額）に再就職後6か月間の賃金の支払基礎となった日数を乗じて得た額の一時金 ※基本手当支給残日数の40%相当額（再就職手当として支給残日数の70%が支給された場合は、30%相当額）が上限
受給者数 (令和4年度)	3,486人	359,734人	92,546人

④雇止めによる離職者の基本手当の給付日数に係る特例や地域延長給付の暫定措置を令和8年度末まで延長する。

【参考】雇止めによる離職者の基本手当の給付日数に係る特例

雇止めによる離職者	倒産・解雇による離職者
90日～150日 ↓ 90日～330日（暫定措置）	90日～330日

⑤育児休業給付の保険料率を引き上げつつ（0.4%→0.5%）、保険財政の状況に応じて引き下げ（0.5%→0.4%）られるようにする（※）。

※当面の保険料率は現行の0.4%に据え置きつつ、今後の保険財政の悪化に備えて、実際の料率は保険財政の状況に応じて弾力的に調整。

（参考）

上記の他、令和7年4月1日には、雇用保険法等の一部を改正する法律（令和2年法律第14号）により、令和7年度以降に60歳となる労働者への高年齢雇用継続給付の給付率を10%に引き下げる措置が施行される。

3. 令和7年10月1日施行

①自発的な能力開発のため、被保険者が在職中に教育訓練のための休暇を取得した場合に、その期間中の生活を支えるため、基本手当に相当する新たな給付金（教育訓練休暇給付金）を創設する。

教育訓練休暇給付金	
対象者	・雇用保険被保険者
支給要件	・教育訓練のための休暇（無給）を取得すること。 ・被保険者期間が5年以上あること。
給付内容	・離職した場合に支給される基本手当の額と同じ。 ・給付日数は、被保険者期間に応じて90日、120日、150日のいずれか。
国庫負担	・給付に要する費用の1/4又は1/40（基本手当と同じ）

※ 上記のほか、雇用保険被保険者以外の者を対象に、教育訓練費用と生活費を融資対象とする新たな融資制度を創設予定。【省令】

4. 令和10年10月1日施行

①雇用保険の被保険者の要件のうち、週所定労働時間を「20時間以上」から「10時間以上」に変更し、適用対象を拡大する（※）。併せて、週所定労働時間20時間を基準に設定されている基準を週所定労働時間10時間を基準に見直す。

※これにより雇用保険の被保険者及び受給資格者となる者については、求職者支援制度の支援対象から除外しない。

	改正前	改正後
被保険者期間の算定基準	賃金の支払の基礎となった日数が 11日以上 又は賃金の支払の基礎となった労働時間数が 80時間以上 ある場合を1月とカウント	賃金の支払の基礎となった日数が 6日以上 又は賃金の支払の基礎となった労働時間数が 40時間以上 ある場合を1月とカウント
失業認定基準	労働した場合であっても1日の労働時間が 4時間未満 にとどまる場合は失業日と認定	労働した場合であっても1日の労働時間が 2時間未満 にとどまる場合は失業日と認定
法定の賃金日額の下限額(①)、最低賃金日額(②) ※「①を毎月勤労統計の平均定期給与額の変化率を用いて毎年自動改定した額」と②を毎年比較し、高い方を賃金日額の下限額として設定	①屈折点(給付率が80%となる点)の額の 2分の1 ②最低賃金(全国加重平均)で 週20時間 を働いた場合を基礎として設定	①屈折点(給付率が80%となる点)の額の 4分の1 ②最低賃金(全国加重平均)で 週10時間 を働いた場合を基礎として設定

(参考)

なお、上記の他、公布の日(令和6年5月17日)に

- ・育児休業給付の国庫負担の引下げの暫定措置(※)の廃止
- ・介護休業給付の国庫負担の引下げの暫定措置(※)の令和8年度末までの延長

が施行されている。

※ 本来は給付費の1/8だが、令和6年度末までの暫定措置で1/80とされている。

以上

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が 公布され、雇用保険制度が変わります

こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行し、「共働き・共育て」及び育児期を通じた柔軟な働き方の推進のため、出生後休業支援給付及び育児時短就業給付の創設等の措置を講ずることを内容とした子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）が令和6年6月12日に公布されましたので、お知らせします。

雇用保険制度に関する改正の概要は以下のとおりです。

1. 出生後休業支援給付の創設【令和7年4月1日施行】

両親ともに育児休業を取得することを促進するため、以下の要件①・②を満たす場合に、**最大28日間**、休業開始前賃金の**13%相当額**を出生後休業支援給付として給付し、育児休業給付とあわせて**給付率を80%（手取りで10割相当）**とします。

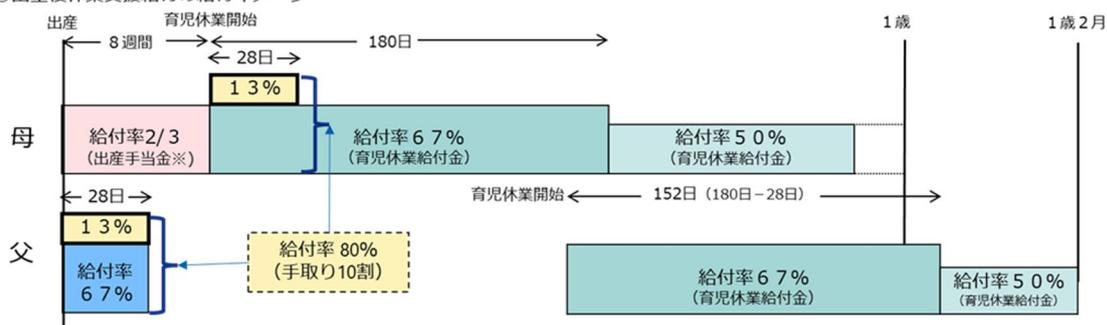
- ① 子の出生直後の一定期間以内（男性は**子の出生後8週間以内**、女性は**産後休業後8週間以内**）に育児休業を取得すること
 - ② 被保険者とその配偶者の両方が**14日以上**の育児休業を取得すること
- （注）令和7年4月1日以降に上記要件を満たした方が支給対象となります。

※ 財源は、子ども・子育て支援納付金。

※ 配偶者が専業主婦（夫）の場合やひとり親家庭の場合などには、②の要件のうち配偶者の育児休業の取得は求めない。

※ 給付は非課税であり、かつ、育児休業中は社会保険料が免除（一定の要件あり）されるため、休業前の手取り賃金と比較すると、実質的には10割相当の給付となる。

○出生後休業支援給付の給付イメージ



※健康保険等により、産前6週間、産後8週間について、過去12ヶ月における平均標準報酬月額額の2/3相当額を支給。

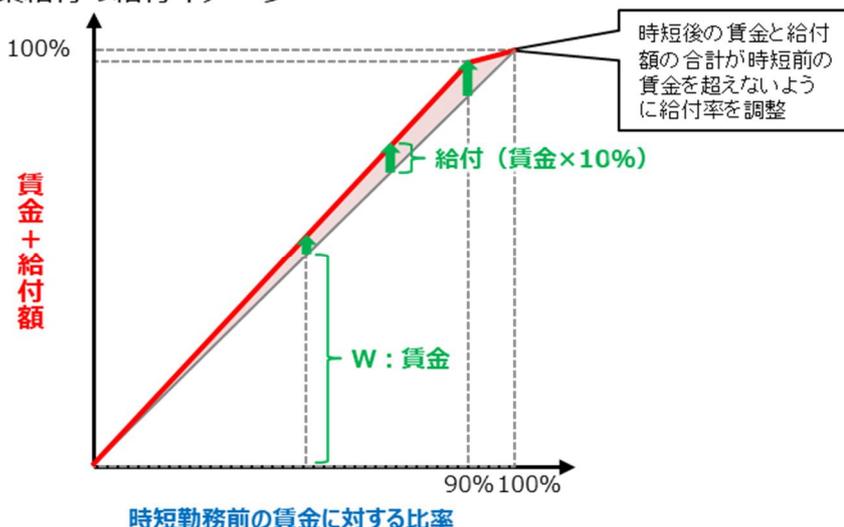
2. 育児時短就業給付の創設【令和7年4月1日施行】

育児期を通じた柔軟な働き方を推進するため、被保険者が、2歳未満の子を養育するために、時短勤務をしている場合に、時短勤務中に支払われた賃金額の10%を支給する。

(注) 令和7年4月1日以降に上記の時短勤務を開始する方が支給対象となります。

※ 財源は、子ども・子育て支援納付金。

○育児時短就業給付の給付イメージ



(参考)

なお、上記の他、令和7年4月1日にこども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるため、労働保険特別会計雇用勘定（育児休業給付）を含めた既存の特別会計事業を統合し、「子ども・子育て支援勘定」と「育児休業等給付勘定」の2つから成る子ども・子育て支援特別会計（いわゆる「こども金庫」）が創設されます。

子ども・子育て支援納付金を財源とする出生後休業支援給付と育児時短就業給付に加え、雇用保険料を財源とする育児休業給付は、「育児休業等給付勘定」から支出されることとなります。

以上

令和7年4月1日から 高年齢雇用継続給付の支給率を変更します

高年齢雇用継続給付とは

60歳到達等時点に比べて賃金が75%未満に低下した状態で働き続ける60歳以上65歳未満の一定の一般被保険者の方に支給される給付です。

令和7年4月1日以降支給率が変わります。

令和7年4月1日以降の支給率

各月に支払われた賃金の低下率	賃金に上乗せされる支給率
64%以下(61%以下)	各月に支払われた賃金額の10%(15%)
64%超75%未満 (61%超75%未満)	各月に支払われた賃金額の10%(15%)から0%の間で、賃金の低下率に応じ、賃金と給付額の合計が75%を超えない範囲で設定される率
75%以上	不支給

※ ()内は令和7年3月31日以前の低下率・支給率です。
※ 支給限度額・最低限度額の取り扱いに変更はありません。

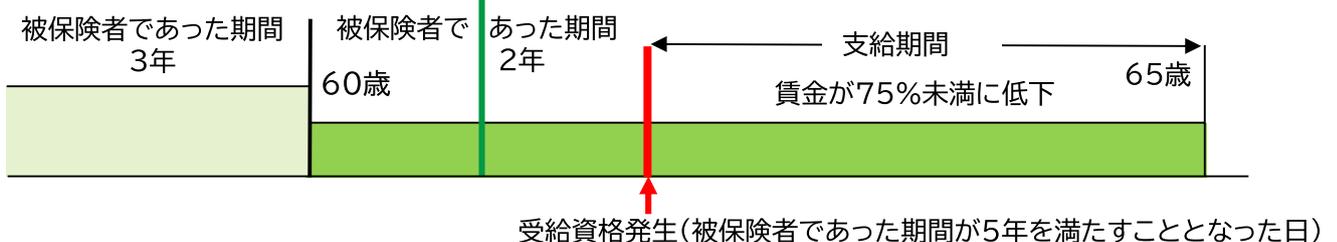
対象の方

令和7年4月1日以降に60歳に達した日(その日時点で被保険者であった期間が5年以上ない方はその期間が5年を満たすこととなった日)を迎えた方が対象となります。

例1



例2



※ 令和7年3月31日以前に60歳に達した日(その日時点で被保険者であった期間が5年を満たすこととなった日)を迎えた方は現行の支給率から変更はありません。

支給率早見表(令和7年4月1日以降)

60歳到達等時点の賃金月額(60歳に到達等する前6か月間の平均賃金)と比較した各月に支払われた賃金額の低下率に応じた支給率を、各月に支払われた賃金額に乗ずることにより支給額が分かります。

各月に支払われた賃金の低下率	支給率	各月に支払われた賃金の低下率	支給率
75.00%以上	0.00%	69.50%	4.60%
74.50%	0.39%	69.00%	5.06%
74.00%	0.79%	68.50%	5.52%
73.50%	1.19%	68.00%	5.99%
73.00%	1.59%	67.50%	6.46%
72.50%	2.01%	67.00%	6.95%
72.00%	2.42%	66.50%	7.44%
71.50%	2.85%	66.00%	7.93%
71.00%	3.28%	65.50%	8.44%
70.50%	3.71%	65.00%	8.95%
70.00%	4.16%	64.50%	9.47%
		64.00%以下	10.00%

申請手続きについて

具体的な支給申請手続きについては、パンフレット「高年齢雇用継続給付の内容及び支給申請手続きについて」をご覧ください。

高年齢雇用継続給付の内容及び 支給申請手続きについて

被保険者・事業主のみなさんへ

高年齢雇用継続給付は、60歳到達等時点に比べて賃金が75%未満に低下した状態で働き続ける60歳以上65歳未満の一定の一般被保険者の方に支給される給付であり、高年齢者の就業意欲を維持、喚起し、65歳までの雇用の継続を援助、促進することを目的としています。

60歳に達したときに被保険者であった期間が5年以上であるなど一定の受給要件を満たし、この給付金の支給を受けようとする場合には、公共職業安定所（ハローワーク）に支給申請等の手続きを行ってください。

高年齢雇用継続給付は在職の方を対象とする給付金であり、事業主の方を經由して支給申請等の手続きを行っていただくようお願いいたします。
なお、賃金証明書や受給資格確認書の提出がなかったり、遅れたりすると、被保険者の方が支給を受けられなくなることがありますので、ご注意ください。
※令和7年4月1日以降に60歳となる方は支給率が下がります。詳細は、p7をご覧ください。





ハローワークインターネットサービス

https://www.hellowork.mhlw.go.jp/insurance/insurance_continue.html

令和6年10月から

特定一般教育訓練給付金を拡充します

特定一般教育訓練給付金の給付率を、40%から50%に引き上げます。
技術革新やビジネスモデルの変化に対応したり・スキリングにご活用ください！

■令和6年9月30日以前に受講を開始する方

教育訓練経費の40%(年間上限20万円)を訓練修了後に支給します。

■令和6年10月1日以降に受講を開始する方

上記に加えて、資格取得・就職※した場合、
教育訓練経費の10%(年間上限5万円)を追加で支給します。

※ 特定一般教育訓練を修了し、その訓練に係る資格を取得(学位の取得等を含む)し、かつ、訓練修了日の翌日から起算して原則1年以内に雇用保険の一般被保険者等として雇用されたまたは一般被保険者等として雇用されていて、特定一般教育訓練修了日の翌日から起算して原則1年以内にその訓練に係る資格を取得(学位の取得等を含む)した場合をいいます。

支給額の例 【訓練期間:3か月、入学金:5万円、受講料:25万円 の場合】

(教育訓練経費とは、受講者が教育訓練実施者に対して支払った入学金と受講料の合計をいいます。)

	教育訓練経費	令和6年9月30日まで	令和6年10月1日以降
本体給付	30万円 (入学金含む)	12万円 (※1)	12万円 (※1)
資格取得等 した場合	—	—	3万円 (※2)
合計	30万円	12万円	15万円

※1 30万円×40%=12万円 (20万円を超える場合は20万円が上限)

※2 30万円×10%=3万円 (5万円を超える場合は5万円が上限)

【資格取得等した場合の追加給付の申請に必要な書類】

以下の書類を、特定一般教育訓練に係る資格を取得し、雇用保険の一般被保険者等として雇用された日(資格取得より先に一般被保険者等として雇用されたまたは雇用されている場合は、資格取得日)の翌日から起算して1か月以内に住所を管轄するハローワークに提出してください。

- ① 教育訓練給付金(第101条の2の7第3号関係)支給申請書(様式第33号の2の3)
- ② 受給資格確認通知書
- ③ 本人・住所確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、住民基本台帳カード(本人写真付き)等)
- ④ 資格取得等したことを証明する書類(合格証、登録証、免許証、学位証明書等)
- ⑤ 教育訓練実施者の発行する教育訓練経費に係る領収書
- ⑥ 特定一般教育訓練給付追加給付申請時報告
- ⑦ 返還金明細書(領収書が発行された後で教育訓練経費の一部が教育訓練実施者から還付された(される)場合)
- ⑧ 委任状(代理人による申請の場合)

詳しくは、お近くのハローワークにお問い合わせください。

令和6年10月から

専門実践教育訓練給付金を拡充します

専門実践教育訓練給付金の給付率を、70%から80%に引き上げます。
技術革新やビジネスモデルの変化に対応したり・スキリングにご活用ください！

■令和6年9月30日以前に受講を開始する方

教育訓練経費の50%(年間上限40万円)を受講開始日から6か月ごとに支給します。さらに、資格取得・就職※した場合は、追加で教育訓練経費の20%(年間上限16万円)を支給します。

※ 専門実践教育訓練を修了し、その訓練に係る資格を取得(学位の取得等を含む)し、かつ、訓練修了日の翌日から起算して原則1年以内に雇用保険の一般被保険者等として雇用されたまたは一般被保険者等として雇用されていて、専門実践教育訓練修了日の翌日から起算して原則1年以内にその訓練に係る資格を取得(学位の取得等を含む)した場合はいいます。

■令和6年10月1日以降に受講を開始する方

上記の資格取得・就職に加えて、訓練修了後の賃金が受講開始前の賃金と比較して5%以上上昇した場合は、教育訓練経費の10%(年間上限8万円)を追加で支給します。

支給額の例 【訓練期間:2年間、入学料:10万円、6か月ごとの受講料:40万円 の場合】

- 教育訓練経費とは、受講者が教育訓練実施者に対して支払った入学料と受講料の合計をいいます。
- 専門実践教育訓練給付金は受講開始日から6か月ごとに支給額を決定します。
下記の例では、受講開始日から6か月ごとの期間をそれぞれ第1期～第4期としています。

	教育訓練経費	令和6年9月30日まで	令和6年10月1日以降
第1期	50万円 (入学料含む)	25万円	25万円
第2期	40万円	15万円 (※1)	15万円 (※1)
第3期	40万円	20万円	20万円
第4期	40万円	20万円	20万円
資格取得等 した場合	—	32万円 (※2)	32万円 (※2)
賃金上昇 した場合	—	—	16万円 (※3)
合計	170万円	112万円	128万円

※1 40万円×50%=20万円ですが、第1期と合わせた年間支給額の上限である40万円を超えるため、支給額は40万円-25万円=15万円

※2 170万円×20%=34万円ですが、資格取得等した場合の支給額の上限である32万円(年間16万円×2年)を超えるため、支給額は32万円

※3 170万円×10%=17万円ですが、賃金上昇した場合の支給額の上限である16万円(年間8万円×2年)を超えるため、支給額は16万円

受講開始前と訓練終了後の賃金の比較

【受講開始前の賃金】 ※ご自身で事業主に証明を依頼してください。

受講開始日時時点で離職している場合：直近の離職に係る賃金日額※1…①※2

受講開始日時時点で在職中の場合：受講開始日の前日を離職日とみなした場合に算定される賃金日額※1に相当する額…②

【訓練終了後の賃金】…③ ※ご自身で期間を選択して事業主に証明を依頼してください。

専門実践教育訓練を修了し、その訓練に係る資格取得、かつ、就職した日※3から1年が経過するまでの期間における連続する任意の6か月間※4の賃金を基礎とするみなし賃金日額

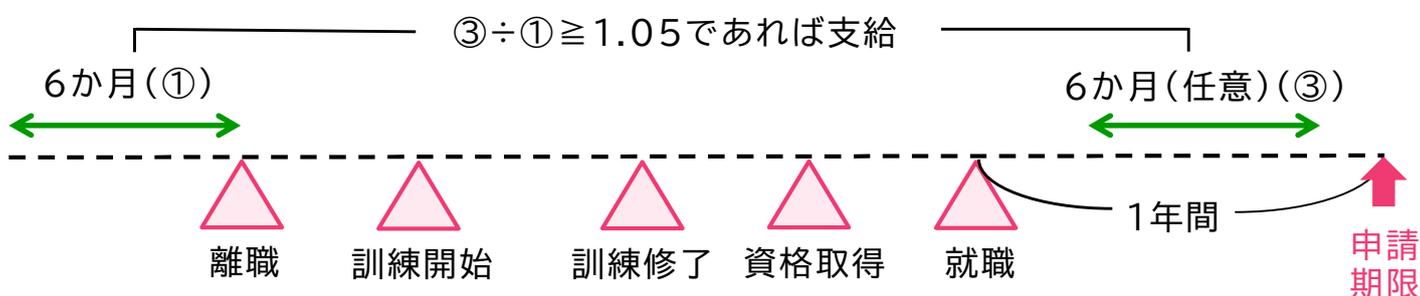
※1 原則、離職直前の6か月間(各賃金締切日の翌日から次の締切日までの期間であって、賃金が支払われた日が11日以上ある期間を1月とする)に支払われた賃金の合計金額を180で割った金額です。

※2 離職票の写しの提示等により、ハローワークにおいて受講開始前の賃金が把握できる場合は省略できます。

※3 訓練終了後資格取得前に就職した場合または在職者の場合は、資格取得日です。

※4 各賃金締切日の翌日から次の締切日までの期間を1月とします。

受講開始日時時点で離職している場合



受講開始日時時点で在職中の場合



- 受講開始日時時点で離職している場合、訓練終了日の翌日から原則1年以内に就職することが必要です。
- 資格取得は、訓練終了日の翌日から原則1年以内であることが必要です。

【賃金が上昇した場合の追加給付の申請に必要な書類】

以下の書類を、専門実践教育訓練に係る資格を取得し、雇用保険の一般被保険者等として雇用された日(資格取得より先に一般被保険者等として雇用されたまたは雇用されている場合は、資格取得日)の翌日から6か月を経過した日から起算して6か月以内に住所を管轄するハローワークに提出してください。

- ① 教育訓練給付金(第101条の2の7第6号関係)支給申請書(様式第33号の2の7)
- ② 教育訓練給付金受給資格者証または教育訓練受給資格通知
- ③ 受講開始前(※)および訓練終了後(雇用された後または資格取得後)の6か月間の賃金等を確認するための書類(・賃金台帳または給与明細・出勤簿またはタイムカード)の2点
※ 離職票の写しの提示等により、ハローワークにおいて賃金が把握できる場合は省略できます。
- ④ マイナンバーカード(受給資格確認の際に写真の提出を省略した場合)
- ⑤ 専門実践教育訓練給付追加給付申請時報告
- ⑥ 返還金明細書(領収書が発行された後で教育訓練経費の一部が教育訓練実施者から還付された(される)場合)
- ⑦ 委任状(代理人による申請の場合)

2025年4月から 保育所等に入れなかったことを理由とする 育児休業給付金の支給対象期間延長手続きが変わります

改正のポイント

これまで	保育所等の利用を申し込んだものの、当面入所できないことについて、市区町村の発行する入所保留通知書などにより確認していました。
2025年4月から	これまでの確認に加え、保育所等の利用申し込みが、速やかな職場復帰のために行われたものであると認められることが必要になります。



2025年4月から育児休業給付金の支給期間延長手続きの際は**保育所等の利用申込書の写しが必要となります**。市区町村に保育所等の利用申し込みを行う際は、**必ず申込書の写し（電子申請で申し込みを行った場合は、申込内容を印刷したもの、または、申し込みを行った画面を印刷したもの）をとって保管しておいてください。**

育児休業給付金は、保育所等に入れなかったため育児休業を延長した場合に、1歳6か月に達する日前まで（再延長で2歳に達する日前まで）支給を受けることができますが、育児休業及び給付金の延長を目的として、保育所等の利用の意思がないにもかかわらず市区町村に入所を申し込むことは、制度趣旨に沿わない行為です。制度を適切に運用するため、**2025年4月以後の延長の際は、速やかな職場復帰のために保育所等の利用申し込みをしていることをハローワークで確認させていただきますので、必ず以下の書類を提出していただきますようお願いいたします。**

必要な書類

子が1歳に達する日（*）または1歳6か月に達する日が2025年4月1日以後となる方が、育児休業給付金の支給対象期間の延長を行う場合は、必ず次の書類を、延長時の「育児休業給付金支給申請書」に添付してください。

* パパ・ママ育休プラス制度の活用により、育児休業終了予定日の子が1歳に達する日後である場合は、育児休業終了日。ただし、育児休業終了予定日の子が1歳2か月に達する日である場合は、1歳2か月に達する日

（注）「子が1歳に達する日」とは「子の1歳の誕生日の前日」のことです。

● 育児休業給付金支給対象期間延長事由認定申告書

申告書の様式はこちら



● 市区町村に保育所等の利用申し込みを行ったときの申込書の写し

- ✓ 申込書の写しは市区町村に申し込んだものと同じものであれば、市区町村の受付印は不要です。利用申し込みの内容を途中で変更した場合は変更後の申込書の写しを提出していただく必要があります。
- ✓ 申込書の写しは全てのページを提出してください。また、市区町村に入所申し込みを行ったときに、入所保留となることを希望する旨の書類を提出している場合は、その書類の写しも提出してください。
- ✓ 申込書の写しの内容について市区町村に確認する場合があります。
- ✓ 提出された申込書の写しの内容が実際の申し込み内容と異なることが判明した場合は、不正受給に該当し、不正に受給した金額の返還と、悪質な場合はそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられることがあります。

● 市区町村が発行する保育所等の利用ができない旨の通知（入所保留通知書、入所不承諾通知書など）

詳しい要件は裏面をご覧ください

育児休業給付金の支給対象期間延長要件 ※1～3すべてを満たす必要があります

1. あらかじめ市区町村に対して保育利用の申し込みを行っていること

- ✓ 入所申込年月日の子が1歳に達する日（*）までの日付となっていることが必要です。
- ✓ 単に申し込みを失念していた場合や、入所申し込みを行おうと市区町村に問い合わせたところ、「入所が困難」との返答があり、期限内に申し込みを行わなかった場合は、延長は認められません。
- ✓ 子が病気や障害により特別な配慮が必要であるため、保育体制が整備されていない等の理由で入所申し込みを市区町村が受け付けない場合は、申告書の理由欄にその旨を記載した上で、必要な書類※を添付してください。 ※障害者手帳（写し）、特別児童扶養手当証書（写し）、医師の診断書等のいずれか

2. 速やかな職場復帰のために保育所等における保育の利用を希望しているものであると公共職業安定所長が認めること ※①～③すべてを満たす必要があります

- ① 原則として子が1歳に達する日（*）の翌日以前の日を入所希望日として入所申し込みをしていること。
- ② 申し込んだ保育所等が、合理的な理由※なく自宅から通所に片道30分以上要する施設のみとなっていないこと
※「合理的な理由」として認められるのは、原則として次のa～eのいずれかに該当する場合です。
 - a. 申し込んだ保育所等が本人または配偶者の通勤経路の途中にある場合（本人または配偶者の勤務先からの片道の通所時間が30分未満の場合を含みます。）
 - b. 自宅から30分未満で通うことができる保育所等がない場合
 - c. 自宅から30分未満で通うことができる保育所等の全てについて、その開所時間または開所日（曜日）では職場復帰後の勤務時間または勤務日（曜日）に対応できない場合
 - d. 子が疾病や障害により特別に配慮が必要であり、30分未満で通える保育所等は全て申し込み不可となっている場合（医師の診断書、障害者手帳の写し等が必要です）
 - e. その他、きょうだいが在籍している保育所等と同じ保育所等の利用を希望する場合、30分未満で通える保育所等がいずれも過去3年以内に児童への虐待等について都道府県または市区町村から行政指導等を受けていた場合も「合理的な理由」として認められます。
- ③ 市区町村に対する保育利用の申し込みに当たり、入所保留となることを希望する旨の意思表示をしていないこと
※入所申込書において、「保育所等への入所を希望していない」、「速やかに職場復帰する意思がない」、「選考結果にかかわらず育児休業の延長を希望する」などの記載等があり、保育所等への入所の意思や速やかな職場復帰の意思がないことが明白な場合は、要件を満たしません。

3. 子が1歳に達する日（*）の翌日時点で保育所等の利用ができる見込みがないこと

- ✓ 子が1歳に達する日（*）の翌日時点で保育が実施されないことを確認するため、発行年月日の子が1歳に達する日（*）の翌日の2か月前（4月入所申し込みの場合は3か月前）の日以後の日付となっている市区町村の通知書※を添付してください。 ※入所保留通知書や入所不承諾通知書など市区町村によって名称が異なります。
- ✓ やむを得ない理由なく内定辞退を行っている場合はこの要件を満たしません。「やむを得ない理由」とは、内定の辞退について申し込み時点と内定した時点で住所や勤務場所等の変更等があり、内定した保育所等に子どもを入所させることができなかつた場合を指します。

* パパ・ママ育児プラス制度の活用により、育児休業終了予定日の子が1歳に達する日後である場合は、育児休業終了日。ただし、育児休業終了予定日の子が1歳2か月に達する日である場合は、1歳2か月に達する日

（注1）「子が1歳に達する日」とは「子の1歳の誕生日の前日」のことです。

（注2）1歳6か月に達する日後の延長の場合は「子が1歳に達する日（*）」を「子が1歳6か月に達する日」と読み替えてください。

育児休業を取得中（取得予定）の方・育児休業給付金の申請手続きを行う事業主の方へ

保育所等に入所できない場合の育児休業給付金の支給対象期間延長について ～2025年4月以後に延長の可能性がある方向けの留意点です～

- 2025年4月以後に育児休業給付金の支給対象期間の延長を行う場合は、保育所等への入所ができなかっただけでは延長は認められません。速やかな職場復帰のために保育利用を申し込んでいたことについてハローワークの確認を受けることが必要になります。
- 必要書類は、①**育児休業給付金支給対象期間延長事由認定申告書**、②市区町村に保育所等の利用申し込みを行ったときの**申込書の写し**、③**市区町村が発行する保育所等の利用ができない旨の通知**（詳細は裏面）の3点です。
- 市区町村に申し込みを行った日付や入所希望日については、次の要件を満たしている必要があります。

1. **市区町村への保育所等の入所申し込みは、子が1歳に達する日（*）までに行っていること**
2. **入所希望日を、子が1歳に達する日（*）の翌日以前の日付として入所申し込みを行っていること**

（注）1歳6か月に達する日後の延長の場合は、「子が1歳に達する日（*）」を「子が1歳6か月に達する日」と読み替えてください。

- **市区町村の申込期限に間に合わなかったために、要件を満たす入所申し込みができなかった場合は、延長の対象とはなりません。**



保育所等の入所申し込みの受付期間（締め切り）は市区町村により様々です。お子さんが生まれたら市区町村のホームページやお知らせなどで、申し込み受け付けのスケジュールを必ずご確認ください。特に、4月入所の申し込み受付期間は他の月よりもかなり早い場合が多いので、ご注意ください。

- **市区町村に入所可能か問い合わせただけでは支給対象期間の延長の対象とはなりません。申込期限までに入所の申し込みを行うことが必要です。ただし、次の例外があります。**

例外①

子が病気や障害により特別な配慮が必要であるため、保育体制が整備されていない等の理由で入所申し込みを市区町村が受け付けない場合は、申し込みを行えなかった理由を申告書に記載し、障害者手帳、医師の診断書等を添付すれば、延長が認められる場合があります。

例外②

お住まいの市区町村で、子が1歳に達する日（*）の翌日を含む月の入所を対象とした募集がなく、入所申し込みの受け付けができないとされた場合は、1歳に達する日（*）の翌日の2か月後までの日を入所希望日として入所申し込みを行えば、延長が認められる場合があります。**なお、この例外は1歳6か月に達する日後の延長時には認められません。**

例) 令和7年2月1日生まれの子について、居住する市区町村では令和8年2月及び3月入所の募集がなく、令和8年4月1日を入所希望日として申し込みを行った場合

⇒ 育児休業給付金支給対象期間延長事由認定申告書の理由欄に理由を記載し、次の書類を添付してください。

- ・募集がない旨が記載された市区町村のリーフレット等の写し
- ・入所申込書の写し
- ・市区町村が発行した選考結果がわかる書類（入所保留通知書又は内定通知書）

※ 年に1回、一定の期間しか申し込みの機会がない場合など、子が1歳に達する日（*）の翌日から2か月後の日までを入所希望日として申し込むことができない場合は、ハローワークにご相談ください。

* パパ・ママ育休プラス制度により、育児休業終了予定日が子が1歳に達する日の翌日以後である場合は、育児休業終了予定日が子が1歳2か月に達する日である場合は、1歳2か月に達する日。

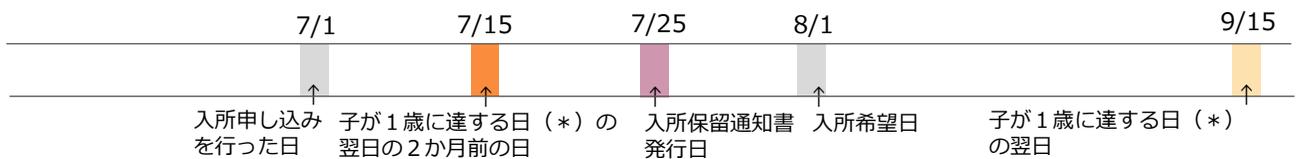
（注）「子が1歳に達する日」とは「子の1歳の誕生日の前日」のことです。

市区町村が発行する保育所等が利用できない旨の通知

- 市区町村に保育の利用を申し込んだものの、子が1歳に達する日（*）の翌日時点で保育が実施されないことが延長の要件となります。
- 保育が実施されないことの確認は、「市区町村が発行した保育所等の入所保留通知書など、保育所等における保育が当面行われないことが明らかとなる通知」で行います。
- 子が1歳に達する日（*）の翌日時点で保育が実施されないことを確認するため、市区町村が発行する通知は、以下のいずれか1通を提出してください。
 - 発行年月日の子が1歳に達する日（*）の翌日の2か月前（4月入所申し込みの場合は3か月前）の日以後の日付となっている入所保留通知書等
 - 発行年月日上記期限より前の日付の入所保留通知書等しかなく、入所保留中は市区町村から新たな通知が発行されない場合は、育児休業給付金支給対象期間延長事由認定申告書の理由欄にその旨を記載の上、直近の入所保留通知書等（子が1歳に達する日（*）の翌日が保留の有効期限内にあるものに限る。）

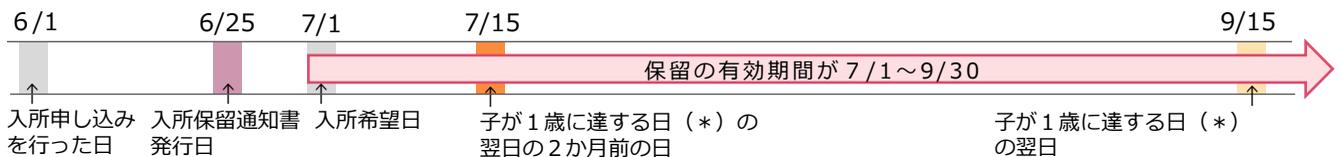
■ 子が1歳に達する日（*）の翌日時点で保育が実施されないことが確認できる入所保留通知書の例

例①：子が1歳に達する日（*）の翌日の2か月前の日以後に入所保留通知書が発行されている場合



※ この例の場合、7月25日に発行された入所保留通知書は、9月15日時点で保育が実施されないことが確認できる書類となります。

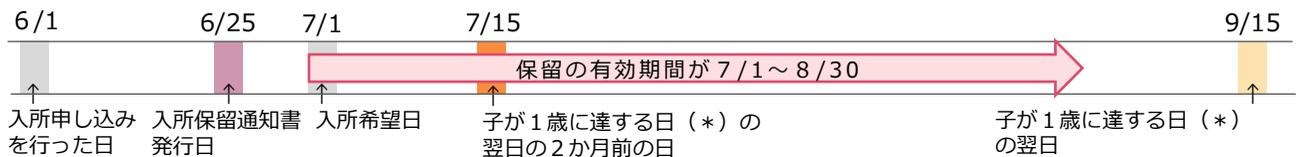
例②：子が1歳に達する日（*）の翌日の2か月前の日より前に入所保留通知書が発行されているが、保留の有効期間に子が1歳に達する日（*）の翌日が含まれている場合



※ この例の場合、市区町村から新たな入所保留通知書が発行されない場合は、6月25日に発行された入所保留通知書は、9月15日時点で保育が実施されないことが確認できる書類となります。（市区町村から新たな入所保留通知書が発行される場合は、最新の入所保留通知書を提出してください。）

■ 子が1歳に達する日（*）の翌日時点で保育が実施されないことが確認できない入所保留通知書の例

例③：子が1歳に達する日（*）の翌日の2か月前の日より前に入所保留通知書が発行されており、保留の有効期間に子が1歳に達する日（*）の翌日が含まれていない場合



※ この場合、6月25日に発行された入所保留通知書は、9月15日時点で保育が実施されないことが確認できる書類となりません。
⇒延長の要件を満たすためには、8月または9月の入所を申し込み必要があります。

* パパ・ママ育休プラス制度により、育児休業終了予定日の子が1歳に達する日の翌日以後である場合は、育児休業終了日。ただし、育児休業終了予定日の子が1歳2か月に達する日である場合は、1歳2か月に達する日

(注1) 「子が1歳に達する日の翌日」とは「子の1歳の誕生日」のことです。

(注2) 1歳6か月に達する日後の延長の場合は、「子が1歳に達する日（*）の翌日」を「子が1歳6か月に達する日の翌日」と読み替えてください。